

山県グリーンビレッジ 料金表（平成30年4月～）

介護保険対象分費用（一日あたり）

要介護1	従来型	557	円
	ユニット型	730	円
要介護2	従来型	625	円
	ユニット型	795	円
要介護3	従来型	695	円
	ユニット型	866	円
要介護4	従来型	763	円
	ユニット型	931	円
要介護5	従来型	829	円
	ユニット型	995	円
精神科医療養指導加算		5	円
日常生活継続支援加算（従来型）		36	円
日常生活継続支援加算（ユニット型）		46	円
看護体制加算（Ⅰ）		4	円
看護体制加算（Ⅱ）		8	円
夜勤職員配置加算（従来型）		13	円
夜勤職員配置加算（ユニット型）		18	円
栄養マネジメント加算		14	円
生活機能向上連携加算		200	円/月
口腔衛生管理体制加算		30	円/月
褥瘡マネジメント加算		10	円/月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		介護保険対象内費用 合計の8.3%	

その他の利用料

管理料	1,000	円/月
電気使用料(注1)	50 or 100	円/日
買い物代行費	200	円/回
喫茶利用料	50 or 100	円/杯
家族室使用料（宿泊）	2,000	円/泊
理美容代	実費（2,000円～）	
趣味・嗜好品・日用品（施設外購入）	実費	
医療費	実費	
日用品（施設内購入）	タフデント800円 ペットボトルジュース1.5L/2L 250円 ティッシュ 100円 等	

（注1）電気アンカ、電気毛布、ポットなどは有料（TVやラジオなどのオーディオは無料）

	標準負担額	利用者負担 第3段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第1段階
食費	1,380 円	650 円	390 円	300 円
居住費 個室	1,150 円	820 円	420 円	320 円
居住費 多床室	840 円	370 円	370 円	0 円
居住費 ユニット	1,970 円	1,310 円	820 円	820 円

●ひと月の利用料目安（30日あたり） 介護サービス費+居住費+食費

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2割負担	ユニット	154,628	158,852	163,466	167,690	171,848
	個室	117,812	122,230	126,780	131,198	135,486
	多床室	108,512	112,930	117,480	121,898	126,186
1割負担	ユニット	127,564	129,676	131,983	134,095	136,174
	個室	96,856	99,065	101,340	103,549	105,693
	多床室	87,556	89,765	92,040	94,249	96,393
第3段階	ユニット	85,864	87,976	90,283	92,395	94,474
	個室	65,056	67,265	69,540	71,749	73,893
	多床室	51,556	53,765	56,040	58,249	60,393
第2段階	ユニット	63,364	65,476	67,783	69,895	71,974
	個室	45,256	47,465	49,740	51,949	54,093
	多床室	43,756	45,965	48,240	50,449	52,593
第1段階	ユニット	60,664	62,776	65,083	67,195	69,274
	個室	39,556	41,765	44,040	46,249	48,393
	多床室	29,956	32,165	34,440	36,649	38,793

随時必要になる加算料金

看取り介護加算Ⅱ（死亡日）	1,580 円
（死亡日の前日及び前々日）	780 円
（死亡日以前4日以上30日以下）	144 円
配置医師緊急時対応加算（深夜の場合）	1,300 円
（早朝・夜間の場合）	650 円
外泊時費用（1ヶ月に6日）	246 円
外泊時在宅サービス利用費用（1カ月に6日）	560 円
初期加算（利用開始から30日間）	30 円
低栄養リスク改善加算	300 円/月
再入所時栄養連携加算	400 円/回
若年性認知症受入加算	120 円
排泄支援加算	100 円/月
療養食加算	6 円/食
口腔衛生管理加算	90 円/月
経口維持加算（Ⅰ）	400 円/月
経口維持加算（Ⅱ）	100 円/月
退所前／後訪問相談援助加算	460 円
退所時相談援助加算	400 円
退所前連携加算	500 円

・入居条件は原則として要介護3以上の65歳以上の高齢者です。ただし、要介護1や要介護2の方は特例の条件でのみ認められています。

・介護保険対象分費用は1割負担分で記載しています。

・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費・居住費の減額が受けられます。本人及び世帯が住民税非課税であり、預貯金が1000万円（夫婦で2000万円）以下の方が対象となります。各市町村での申請となるので必要な方は市役所で申請をお願いします。

・入院された場合は居室確保のために居住費をいただく場合があります。

・なお、利用料は介護保険報酬の改定及び諸事情により変更する場合があります。